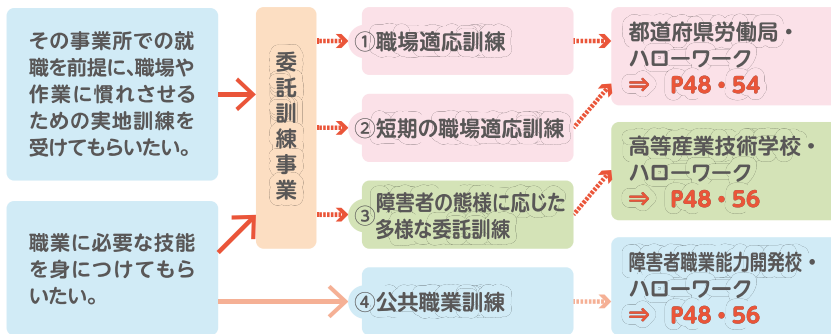


04 支援制度を活用しよう!

(1) 雇用前の支援

まずは障害者と共に働き、知ることからはじめましょう。



① 職場適応訓練

身体・知的・精神障害者等の能力に適した作業について、6ヶ月以内（中小企業および重度障害者の場合は1年以内）で実地訓練を行う制度です。職場の環境に適応することを目的とし、訓練後は事業所に引き続き雇用されることを目指した制度です。訓練期間中は、1人につき定額が支給されます。

② 短期の職場適応訓練

障害者が実際に従事する仕事を体験することにより、就業への自信を持つことと、事業主が障害者の技能の程度や、職場への適応性の有無を把握することを目的とした訓練期間です。訓練期間は、2週間以内（重度障害者の場合は4週間以内）で、1人につき定額が支給されます。

③ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

山口県立東部高等産業技術学校、西部高等産業技術学校が、企業・社会福祉法人・NPO 法人・民間教育訓練機関等に訓練を委託。障害者が居住する地域において、就職に必要な知識・技能を習得するための公共職業訓練です。1人につき定額が支給されます。

3つの訓練コース

知識・技能習得訓練コース

就職促進のための知識・技能を習得します。

実践能力習得訓練コース

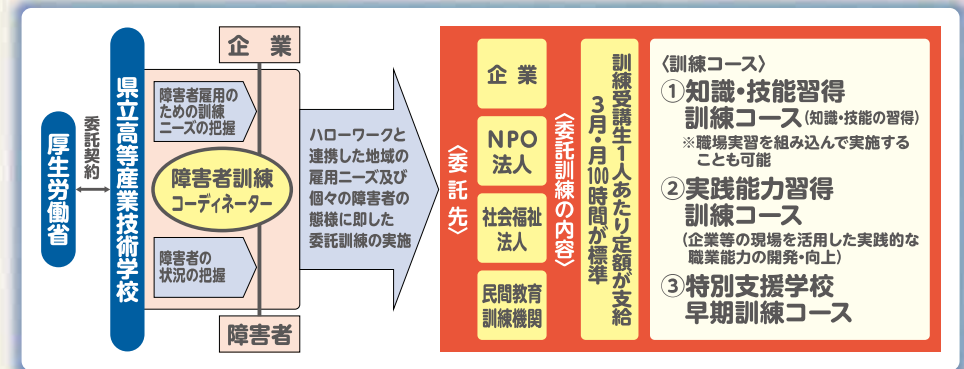
企業等の現場を活用して、就職のための実践的な職業能力を習得します。

特別支援学校早期訓練コース

特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、就職に向けた職業能力の開発・向上を図ります。

期間と時間

原則3ヶ月、月100時間が標準で、障害の態様に応じた柔軟な設定が可能です。

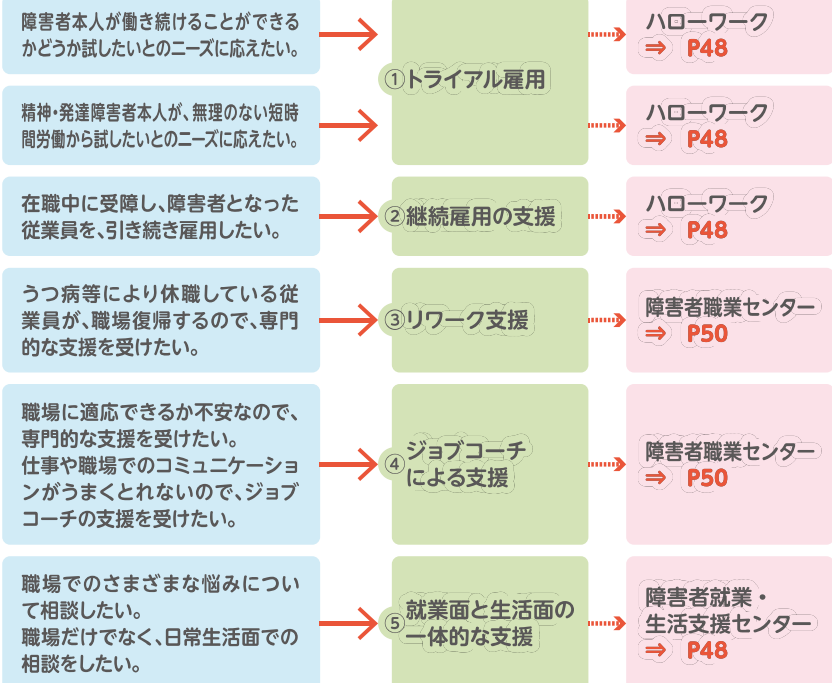


④ 公共職業訓練

山口県近隣の障害者職業能力開発校では、訓練科目・訓練方法等に特別な配慮を加えつつ、障害の態様等に応じた公共職業訓練を実施しています。ハローワークは、山口障害者職業センター等と密接な連携をとって支援をしています。

(2) 雇用時、雇用後の支援

事業主のニーズに合わせて、さまざまな支援の形があります。



① トライアル雇用（障害者短時間トライアルコース）

精神・発達障害者は、初めから障害者雇用率の対象となる週20時間以上勤務することが難しい場合や、採用後に仕事等の影響で不安定な状態が続く場合も多いことから、雇用への不安は大きいものがあります。このため、精神・発達障害者について、一定の期間をかけ、職場への適応状況等に合わせて就業時間を延長していく制度が設けられています。期間は、原則3ヶ月以上 12ヶ月以内で、助成金として、1人につき定額が支給されます。

② 継続雇用の支援

在職中に障害を抱えた人が慣れた職場での雇用を継続できるよう、種々の支援策を活用し、また、地域の関係機関と連携して、障害者と事業主に対する支援を行っています。

③ リワーク支援（うつ病等による休職者の復職支援）

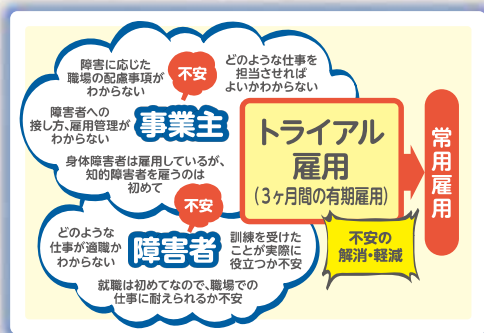
休職者の方に対して、復職を目指したウォーミングアップと再休職予防のために、ストレス対処やコミュニケーションに関する講座等を行うプログラムを提供します。また、職場の方に対して、復職時の配慮事項について相談します。

利用にあたっては、休職者本人・事業主・主治医の三者の同意が必要となります。

基本は通所ですが、遠隔地の方等も利用しやすいよう、自宅での受講をベースとした「在宅リワーク」を開始しています。

① トライアル雇用

障害者に関する知識や雇用経験がないことから障害者雇用をためらっている事業所に対して、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。期間は原則3ヶ月。助成金として、1人につき定額が支給されます。



④ ジョブコーチ支援（職場定着の支援）

専門スタッフ（ジョブコーチ）が職場を訪問し、障害のある社員の方に対して、作業理解や人間関係構築等、職場に適応するための支援を行います。また、職場の方に対して、障害特性に応じた指導方法について相談します。

ジョブコーチ支援のポイント

- 就職時、在職中、復職時、いずれのタイミングも利用できます。
- 職場の支援体制を整備し、障害者の職場定着を図ることが目的のため、支援の主体を職場の担当者に徐々に移行していきます。
- 支援期間は、個別に設定します（標準は2～4か月）。支援終了後も必要なフォローアップを行います。

⑤ 就業面と生活面の一体的な支援

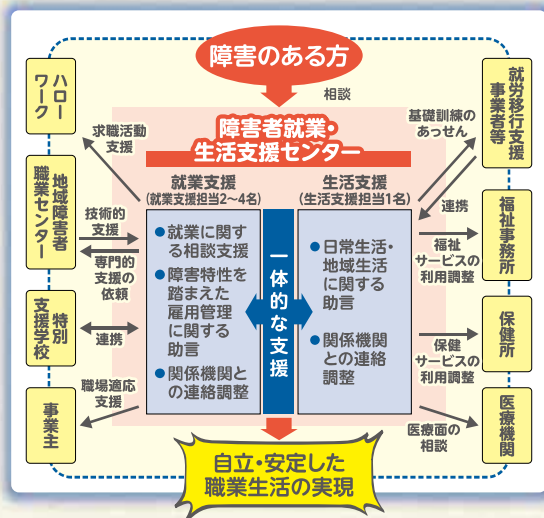
就職や職場への定着にあたって、就業面における支援と合わせて、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、障害者就業・生活支援センターが、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行います。雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を行います。

就業面での支援

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

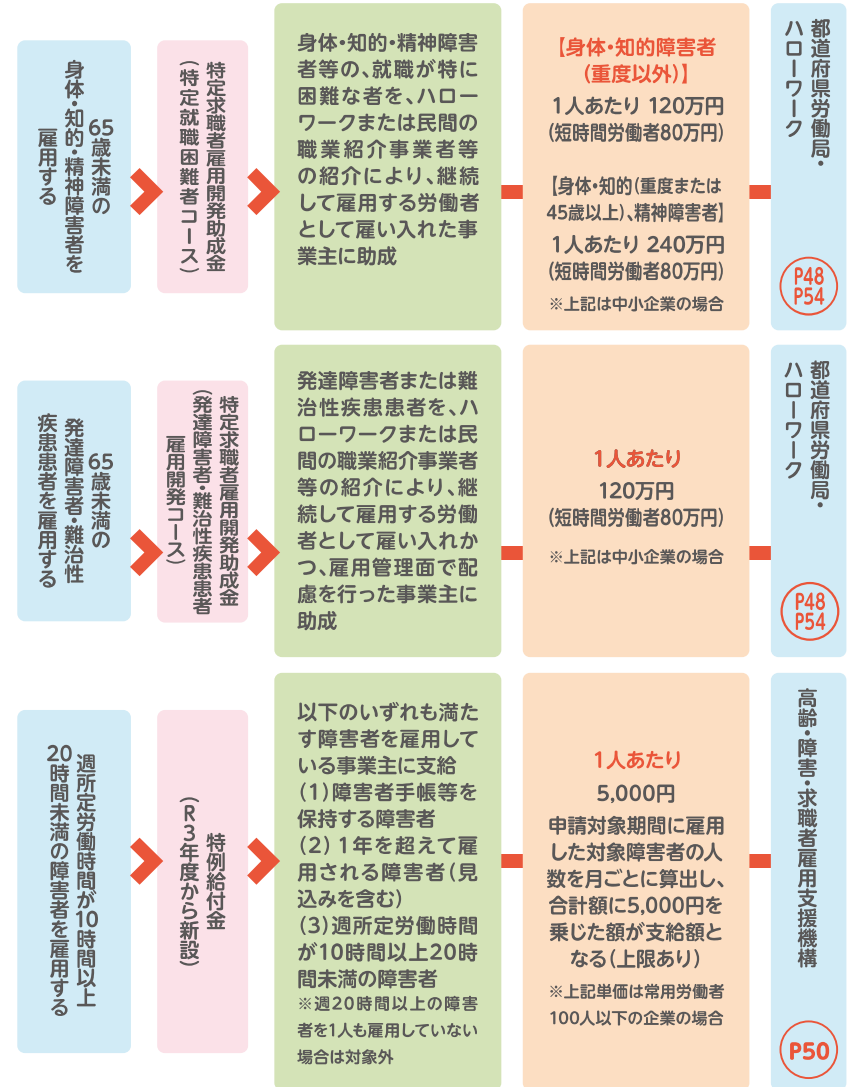
生活面での支援

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動等、地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整



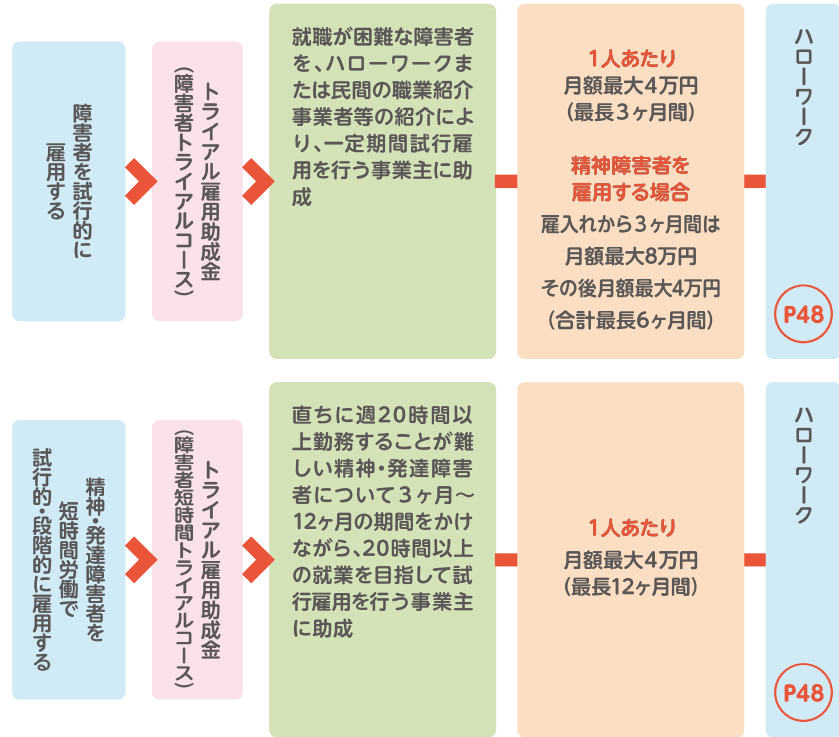
(3) 助成金等の活用（令和3年4月1日現在概略）

<新たに障害者を雇用する場合の助成金等>



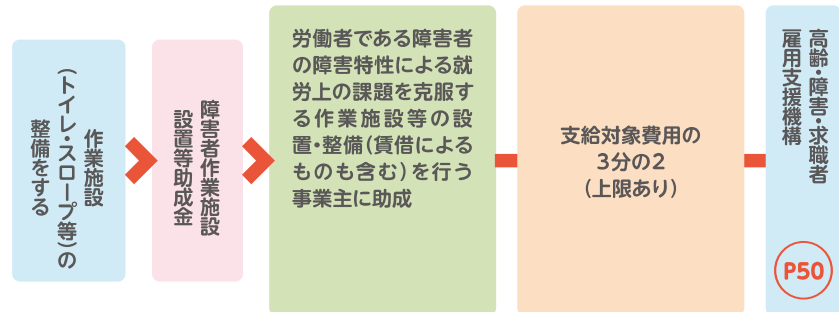
※詳細は、各機関へお問い合わせください。

＜新たに障害者を雇用する場合の助成金等＞



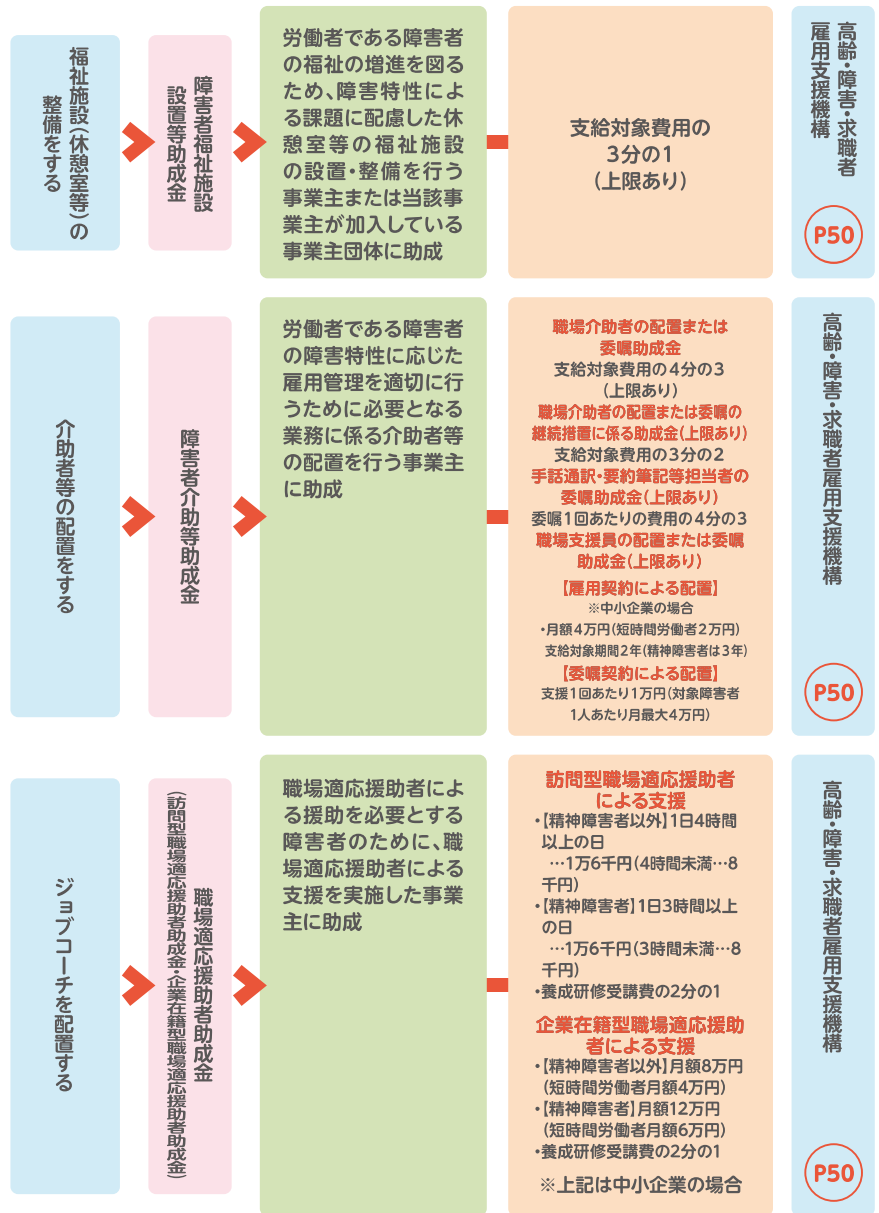
※詳細は、各機関へお問い合わせください。

＜障害者が継続して働くための支援に対する助成金＞



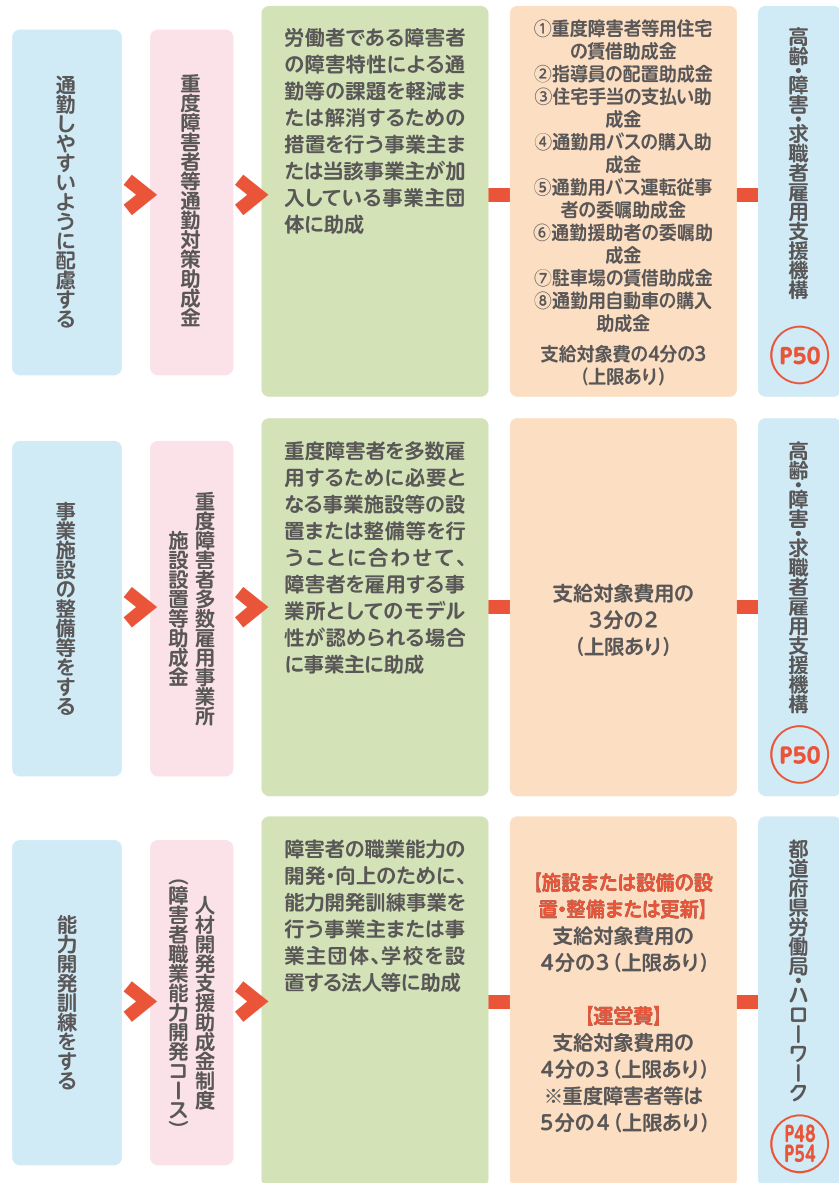
※詳細は、各機関へお問い合わせください。

＜障害者が継続して働くための支援に対する助成金＞



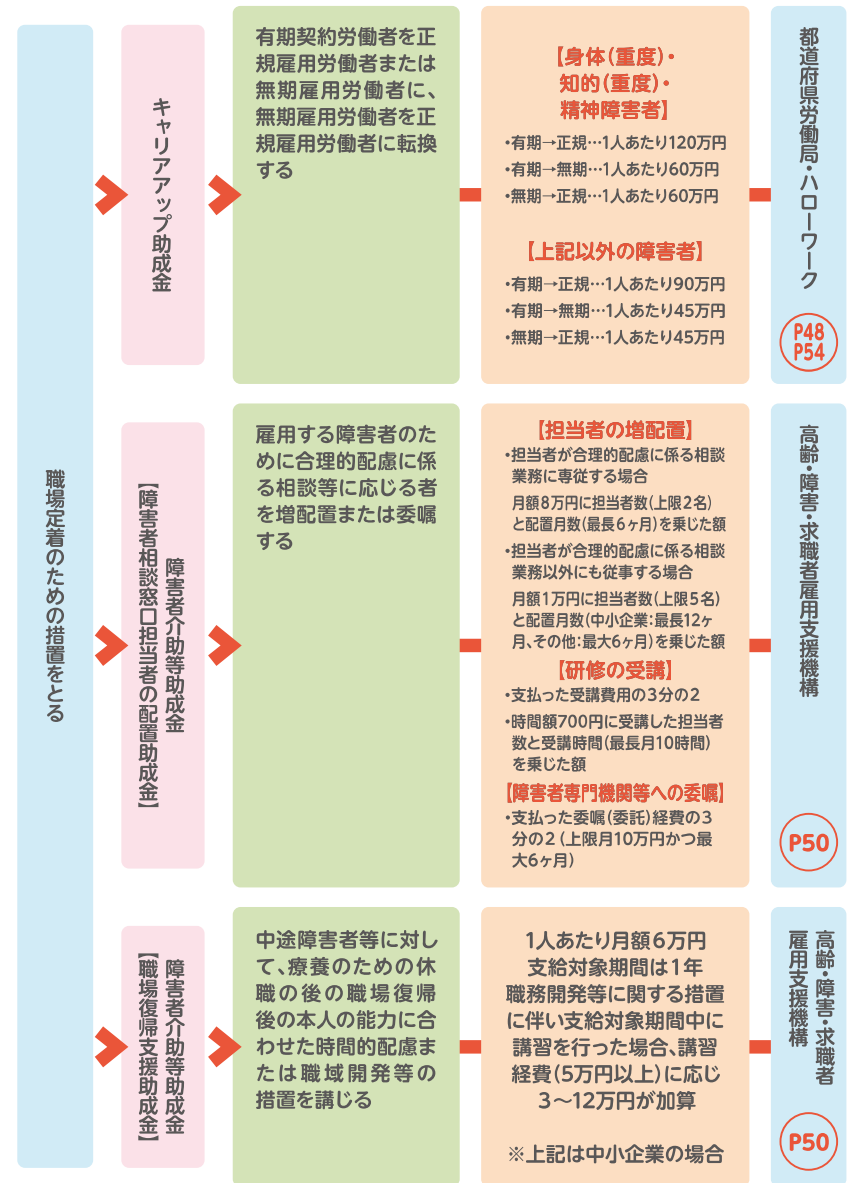
※詳細は、各機関へお問い合わせください。

<障害者が継続して働くための支援に対する助成金>



※詳細は、各機関へお問い合わせください。

<障害者が継続して働くための支援に対する助成金>



※詳細は、各機関へお問い合わせください。